

Ⅷ 「いわて留学」(県外募集)

第1 実施方針

1 対象校

「いわて留学」(県外募集)(以下「いわて留学」という。)は、次の(1)～(3)のいずれかに該当する学校において実施する。

(1) 地域ふらさと振興校

次のア～ウのすべてに該当する全日制及び定時制課程の学科(学系)において、県教育委員会と高等学校が協議した上で実施する。

ア 学校と地域が連携する体制が整っている学科(学系)

イ 入学後の居住環境について紹介できる体制が整っている学科(学系)

ウ 県内生徒の学ぶ機会を妨げないと考えられる学科(学系)

また、開始から3年ごとに募集の継続について県教育委員会と実施高等学校が協議する。

(2) 留学実施校

地元自治体等が生徒の生活環境を保障する学校において、募集方法等について県教育委員会と地元自治体等が協議の上で実施する。

(3) 特色教育課程校

全国的にも特色のある教育課程の学科において実施する。

2 特定の部活動への参加を条件とする募集は行わない。

第2 募集・出願

1 応募資格

次の(1)～(3)のいずれかに該当する県外に居住する者で、当該高等学校に合格した場合、入学を確約できる者

(1) 令和8年3月に中学校、義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校中学部(以下「中学校」という。)を卒業する見込みの者

(2) 中学校を卒業した者

(3) 学校教育法施行規則第95条の規定(P.48)に該当する者

2 実施学科(学系)

(1) 地域ふらさと振興校

学校名	学科名	対象となる入学者選抜
盛岡工業	工業化学科	令和8～10年度
沼宮内	普通科	令和7～9年度
平 舘	普通科	令和6～8年度
	家政科学科	令和8～10年度
遠 野	普通科	
遠野緑峰	生産技術科、情報処理科	
黒沢尻工業	機械科、電気科、電子科、電子機械科、土木科、材料技術科	令和7～9年度

前 沢	普通科	令和 8 ～10年度
住 田	普通科	
宮古水産	海洋生産科、食物科	令和 7 ～ 9 年度
岩 泉	普通科	
大 野	普通科	令和 8 ～10年度
伊保内	普通科	令和 6 ～ 8 年度

(2) 留学実施校

学校名	学科名	対象者
葛 巻	普通科	「くずまき山村留学生」の候補者として志願する者
大 迫	普通科	「高校生おおはさま留学生」の候補者として志願する者
西和賀	普通科	「西和賀ふるさと留学生」の候補者として志願する者
大 槌	地域探究科	「大槌はま留学生」の候補者として志願する者

(3) 特色教育課程校

学校名	学科名	対象者
水沢農業	農業科学科	県外から志願する者のうち学校設定科目「馬学」の履修を希望する者
種 市	海洋開発科	県外から志願する者

3 募集定員

(1) 次のア～ウのとおり定めることとする。

ア 地域ふるさと振興校

県内生徒の学ぶ機会の確保に配慮した上で、定員の 20% 以内、かつ、各高等学校が入学後の居住環境を紹介できる数とする。

イ 留学実施校

県内生徒の学ぶ機会の確保に配慮した上で、定員内において、各地元自治体等と協議し定める。

ウ 特色教育課程校

県内生徒の学ぶ機会の確保に配慮した上で、定員内において定める。

(2) 各実施学科（学系）の募集定員は、「令和 8 年度岩手県立高等学校入学者選抜実施概要一覧表」（以下、「実施概要一覧表」という。）（P.77～82）のとおりとする。

4 出願制限

(1) 出願は、本校又は分校 1 校に限る。

(2) 志願先高等学校において 2 つ以上の学科（学系）で募集している場合、第 2、第 3 志望まで出願できる。

ただし、異なる検査を実施する学科（学系）への出願は、2 つまでとする。

(3) 他の公立高等学校入学者選抜と併願できない。

5 出 願

(1) 期 間

令和 8 年 1 月 14 日（水）～ 1 月 19 日（月）（ただし、休日を除く。）

(2) 受付時間

午前9時～午後4時（必着）

ただし、1月19日（月）は午前9時～正午とする。

(3) 出願手続

ア 地域ふるさと振興校に志願する場合、志願者及び保護者は、志願先高等学校に問い合わせた上で、志願先高等学校を実際に事前見学し、入学後の学習環境や居住環境について説明を受けること。

イ 入学願書等の請求、配付

(ア) 地域ふるさと振興校、特色教育課程校への志願

返信用封筒（角形2号）に宛名を記入し、切手（願書の場合は140円、願書と要項1部希望の場合は320円切手、願書と要項2部希望の場合は510円切手）を貼付した上で、下記あて直接来室又は封書により申し込むこと。

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号
岩手県教育委員会事務局学校教育室 高校教育担当
TEL (019) 629-6141（直通） FAX (019) 629-6144

なお、実施要項については、県HPからダウンロードできること。

(URL <https://www.pref.iwate.jp/kyouikubunka/kyouiku/gakkou/senbatsu/index.html>)

(イ) 留学実施校への志願

- a 葛巻高等学校については、「くずまき山村留学生」の候補者に決定した後に、葛巻町教育委員会事務局から配付される。
- b 大迫高等学校については、「高校生おおはさま留学生」の候補者に決定した後に、花巻市大迫総合支所から配付される。
- c 西和賀高等学校については、「西和賀ふるさと留学生」の候補者に決定した後に、西和賀町教育委員会事務局から配付される。
- d 大槌高等学校については、「大槌はま留学生」の候補者に決定した後に、大槌町教育委員会事務局から配付される。

ウ 志願者の手続

在籍している中学校又は卒業した中学校長（以下「中学校長」という。）が指定する期間中に、次の書類を中学校長に提出する。学校教育法施行規則第95条の規定に該当する者は、出願期間中に、志願先高等学校長に提出する。

(ア) 入学願書（A票、B票、C票及び受検票）

- ・ A票に入学選考料相当分の岩手県収入証紙（全日制2,200円、定時制950円）を貼付する。
- ・ B票及び受検票に写真を貼付する。
- ・ 「入学願書記入上の注意事項」（願書裏面）に従って記入する。

(イ) 志願理由書（「いわて留学」（県外募集））（様式志-7）

志望学科（学系）ごとにそれぞれ作成する。

(ウ) 入学選考料減免申請書（様式免-1）、必要書類

東日本大震災津波又は令和7年2月26日に発生した強風による災害により甚大な被害を受け、入学選考料の減免を申請する者は提出すること。

この場合、入学願書に岩手県収入証紙を貼付しないこと。

※ 「Ⅺ 東日本大震災津波又は令和7年2月26日に発生した強風による災害の被災者に係る入学選考料の減免について」（P.41）参照。

(エ) 成績証明書又は履修証明書（学校教育法施行規則第 95 条の規定に該当する者のみ）

日本の高等学校と同等の課程を有する旨の認定を受けている日本人学校及び私立在外教育施設において「調査書」（様式中-2）を作成する場合は、調査書でも可とする。

提出できない場合は、その旨を証明する書類でも可とする。

エ 中学校長の処理事項

(ア) 志願理由書（上記ウ(イ)）の「中学校証明欄」に所要事項を記入し、押印する。

(イ) 調査書（様式中-2）を「調査書記入上の注意事項」（P.63）に基づいて作成し、出願期間中に、上記ウの書類に添えて、志願先高等学校長に提出する。

オ 高等学校長の処理事項

(ア) 入学選考料減免申請書を受理した場合は、その内容を審査し、結果を中学校長を通して申請者に通知する。

なお、減免対象とならない場合は、入学願書に入学選考料相当分の岩手県収入証紙を貼付するように中学校長を通して指示すること。

学校教育法施行規則第 95 条の規定に該当する者については志願者に通知及び指示する。

(イ) 高等学校長は、出願期間中に受け取った入学願書等について、「入学願書等受取票」（様式高-1）を中学校長あて交付する。学校教育法施行規則第 95 条の規定に該当する者については志願者あて交付する。

6 受検票等の送付

高等学校長は、1 月 22 日（木）までに、次の(1)及び(2)を中学校長に送付する。学校教育法施行規則第 95 条の規定に該当する者については志願者に送付する。（必着）

(1) 受検票

高等学校において所要事項を記入、押印したもの。

(2) 集合時刻及び時程に係る連絡

第 3 選抜

1 検査内容

(1) 調査書

(2) 志願理由書

(3) 学科(学系)によって、面接、小論文、作文、実技、口頭試問、プレゼンテーション等のうち 1 ～ 2 項目程度の検査を実施する。

各実施学科（学系）の検査内容は、実施概要一覧表（P.77～82）のとおりとする。

2 日程等

(1) 検査期日

令和 8 年 1 月 27 日（火）

(2) 集合時刻、実施内容及び時程

志願先高等学校が指示するとおり。

(3) 検査場

志願先高等学校

(4) 受検者携行品

受検票、上履き、その他志願先高等学校から指示されたもの。

※ 計算機能や辞書機能、通信機能を有する機器類は、検査場（校地内）では電源を切り、カバン等にしまっておくこと。

3 選抜方法

選抜は、各学科（学系）の特色に配慮しながら、その教育において必要とされる資質・能力や適性等を総合的に判定して行う。

なお、原則として、検査をすべて受けた者を選抜の対象とする。

各実施学科（学系）の選抜方法は、実施概要一覧表（P.77～82）のとおりとする。

4 合格者の通知

高等学校長は、令和8年2月3日（火）までに、「選考結果通知書」（様式高－5）及び「合格通知書」（様式高－6）を中学校長に送付する。学校教育法施行規則第95条の規定に該当する者については、合格通知書を志願者に送付する。（必着）

県教育委員会は、令和8年2月3日（火）に各実施学科（学系）の合格者数を各高等学校長及び各中学校長に通知する。

5 合格者の発表

令和8年3月16日（月）午後3時に、一次募集の合格者発表とあわせて、受検番号により行う。

6 その他

(1) 定員40名の学科（学系）においては、いわて留学及び一次募集合格者数の合計は、定員を超えて4名まで可（いわて留学合格者数が4名未満の場合は、定員を超えていわて留学合格者数まで可）とする。

※「Ⅰ 一次募集（一般入学者選抜、特色入学者選抜）」「第1 募集・出願」「3 募集定員」の（5）（P.1）参照。

(2) いわて留学において不合格となった者の二次募集への出願にあたっては、令和8年2月20日（金）までに県教育委員会事務局学校教育室に問い合わせること。